

質問内容

交通問題

第一はバス路線

二点目は、地域公共交通の問題

第三は、公共交通への利用転換

天理王寺線

食の安全

特定健康診査について

再質問

バス路線の問題

天理王寺線の問題

食の安全の問題

特定健診の問題

◆三十一番（今井光子）（登壇）最後の質問になりました。日本共産党の今井光子でございます。

きょう十月一日で、三十四年間、県民に親しまれてまいりました県営プールが廃止になりました。存続を求める利用者が、ホテル誘致が決まらなければもう少し利用させてほしいとの要望が県に出され、議会にも請願が上がりましたが、残念ながら否決となりました。温水プールは、当時の奥田知事が、冬場スポーツに恵まれない県民の体位向上と家族ぐるみの余暇活動、さらには関係者の冬期訓練のためにと、わざわざ冬に間に合うようにつくられたものです。ホテル再募集では、基本協定締結が約八カ月、オープンが約一年延期されておりますが、解体撤去工事だけ日程が変わっていません。せめて半年延期できれば、もう一冬使えます。きょうをもって、これまで利用されていた方の約四割の方が楽しみにしておりましたスイミングをあきらめることとなります。知事の決断一つでどうにでもなることではなかったかと思うと残念です。来るか来ないかわからないホテル誘致にはきめ細かな思いやりをしておりますが、県民への思いやりが欠けています。利用者の要望を受けとめる立場に立てば、関係各課で知恵を絞れたのではないのでしょうか。ささやかな願いに聞く耳を持たなくては、県政の発展はありません。そのことを申し上げましてから一般質問をいたします。

まず、交通問題で知事に質問いたします。

第一はバス路線です。

今、県民の暮らしを脅かし、将来不安を募らせている問題に、バス路線が廃止され自由に移動できないという問題が起きています。十津川から人工透析を受けるために五條病院に通院していた人は、バスの便が減って日帰りでは治療が受けられなくなりました。路線バスは住民にとって毎日の食料の調達、生活物資の購入、病院や学校への通学・通勤など、日常生活を支える命の綱です。

奈良交通の路線バスは、二〇〇一年に百七十一路線から二〇〇七年には百五十五路線へ減少しております。現在、国、県の補助金を受けて運行しております路線は二十六路線です。しかし、多くのところでは補助金だけでは賄い切れず、収支の悪化で路線廃止の危険性があります。けいはんな線の開通でドル箱だったバス事業収益が減少し、赤字路線を支え切れなくなり、かつて人口急増の北葛城郡でも高田法隆寺線が休廃止され、バス路線が廃止された沿線の地域では住むことができなくなった高齢者が子どものところに移るなど、空き家がふえてきて

います。広陵町では、役場の前のバス停すら路線が休廃止されてしまいました。先日、地元のバス路線、高田平端線の廃止問題で、奈良交通に行ってまいりましたが、存続は厳しい現状でした。

奈良交通によりますと、平成十年から平成十八年までの間、奈良県人口は百四十四万七千人から百四十一万六千人と二・一％減少、路線バスの運送人員は八千三十二万四千人から五千九百十八万七千人と二六・三％の減少、運送収入は二八・四％のマイナスです。一方、軽油の高騰は五三・五％の増です。さらに平成十九年は、一リットル九十九円のもの七月現在百三十五円、年間一千万リットル使用のため、一円上がれば一千万円の負担増になり、三億五千万円の負担増です。このままでは路線の廃止どころか企業の存亡の危機に直面するのではないかと思います。知事は、企業誘致に熱心ですが、地元を支えてきた企業をもっと応援するべきだと思います。

地域住民の命の綱がなくなっている背景には、規制緩和があります。バス事業は免許制から許可制になり、容易に事業者になることができるようになりました。全国的にも国の補助金は、一九九四年の百十億円をピークに、〇七年には七十七億円と減らされています。これを道路の建設費と比べますと、全国平均で高速道路の建設費一キロメートル六十九億円ですので、高速道路のたった一・一キロメートル分の補助しかありません。また、地方バス維持費の補助金の対象となるのは、全国の乗合バス四万路線に対してわずか四・四％です。

奈良県では、今年度、バス生活交通対策事業費は一億八千万円で、道路建設費用四百十億円のわずか〇・〇〇四％しかありません。県民の中で運転免許証を持たないのは五十万人おります。人間の体は体内に血液が循環され、生命が保たれております。地域にとって公共交通はまさに血液です。それがとまってしまえば、地域は死んでしまいます。京奈和自動車道路大和北道路の建設には、一キロメートルあたり二百五十億円も使われます。むだな高速道路よりも、路線バスやデマンドバスなど身近な公共交通の充実にもっと予算を回し、だれもが安心して移動できる奈良県にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

二点目は、**地域公共交通の問題**です。

昨年十月に、全国的な強い要望を受けまして、地域公共交通活性化及び再生に関する法律が成立いたしました。国土交通省では、地域の多様なニーズにこたえるための住民参加による協議会を設置し、パッケージで一括支援する事業が始まっています。鉄道、バス、乗合タクシーの実証運行、スクールバスや福祉バスの活用、乗り継ぎの円滑化、公共交通の利用促進が挙げられております。また、交通バリアフリー法が二〇〇〇年に施行され、高齢者、障害者の移動が重要な課題になってきました。介護を要する高齢者の移送と公共交通の連携など、地域交通計画を住民とともにすることが重要です。それには自治体のリーダーシップが求められます。市町村では活性化の会議も始まっておりますが、肝心の地域住民、利用者が参加できていないとの声も聞きます。県として専門的立場で市町村を支援し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を大いに活用し、地域公共交通の活性化に取り組むべきであると考えますが、奈良県の現状や今後の方向性を伺います。

第三は、**公共交通への利用転換**です。

公共交通の利用促進では、利用者をふやすことが必要です。利用者になれば、極めて高い運賃と利用しにくい低いサービス水準が利用を遠ざけていることを見逃してはなりません。

その実例として、先日の体験をお話ししたいと思います。八月二十九、三十日に十津川村で行われました、星降る夕べに医療を語る集いに参加をするために、高田市駅から新宮行きの路線バスに乗りました。高齢の女性が眼科の帰り、御所方面に帰るのにどれに乗っていいのかわからず、私に何度も尋ねてきました。細かい案内表を見てもよくわからず、窓口で確認してやっと同じバスであることがわかり、ご一緒いたしました。二時間半も乗るバスで、リクライニングなどあるゆったりしたシートを想像しておりましたが、とても古い形のバスで、押しボタンが前の座席の高いところについていて、小柄な女性は手が届かず、押してんかと頼まれました。別の人には、バスの金額が細かくて見えないために、幾らと書いてあるのかと尋ねてきました。バスに乗ることも大変です。聞こえるアナウンス、大きな文字の表示など、工夫すべき点がたくさんあると感じました。また、帰りのバスでは、十津川村から五條まで歯医者に行くのに片道千七百七十円も運賃を払っている人もおりました。この路線は、日本一長い路線バスとしてマスコミにも取り上げられ注目をされておりますが、大淀の道の駅などにもとまらず、

工夫が必要だと感じました。

公共交通の利用をふやすには、高齢者が利用しやすい対策も重要です。公共交通の不便な奈良県では、高齢になって運転の不安があっても、運転しなければ買い物も通院もできない現実があり、運転免許証が手放せません。その一方で、高齢ドライバーによる事故も多く、若者の交通事故は十年前と比べて四割減っておりますが、高齢者は一・二倍とふえております。高齢ドライバーが運転免許証を自主返納した場合に、千円払うと運転経歴証明書が発行されます。それを見せれば、他府県では公共交通の割り引き、タクシー会社によるタクシー代の割り引き、デパートでの買い物を自宅まで無料配送、運送業者の送料割り引き、自動車メーカーによってはセニアカー購入時の特典が受けられます。東京都では、文化施設来園時の特典などがあります。県としても今後検討していく課題ではないかと思えます。

県下の市町村では、広報誌にバスに乗ろうと呼びかけているところもあります。県として公共交通の利用促進に向けた取り組みをお聞かせください。また、県民から広く意見募集して利用促進対策を検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、天理王寺線につきまして、土木部長に伺います。

県道天理王寺線で質問します。この道路は、王寺町本町から西大和ニュータウンを横断し、近鉄田原本線の地下を通り、大和高田斑鳩線に出て、天理市三昧田に至る主要地方道です。このうち河合町の長楽を通過して川西までの区間約一・六キロメートルが未整備となっております。河合町では、関係四大字の役員に、平成七年、二車線計画による基本ルートの説明が行われましたが、翌平成八年には二車線から四車線計画へ変更。地元ではルートなどさまざまな意見がありましたが、計画が消えたかのように全く動きがなく、平成十六年になって、県は四車線から二車線計画の変更を四大字に説明しております。

河合町では、この事業を進めるために特命課を設置して、最重要課題に位置づけ取り組みが行われております。現在、河合町長楽の手前で計画がストップしております。この地域は、高田川の堤防の直下に位置しており、わずか百軒足らずの小さな落ち着いた集落です。計画では三つのルート案が検討され、河合町大字長楽の集落を三つに分断するようなルートがコスト面から考えて有力と聞いております。しかし、このルートは、子どもの集団登校への不安、高齢者がふえる中での交通事故の不安、さらには交通量の増加に伴う排気ガスの影響で、地形的にも東が高田川の堤防で遮断され、大気の逃げ場がなく充満することにより公害の心配もあり、地元は何のメリットもないということで地元の方々が反対しております。

環境アセスメントは、道路建設の場合、四車線以上の一般国道で延長十キロメートル以上が法アセスメントの対象とのことですが、現在、建設計画が進められております県道天理王寺線の場合、地元の要望があればアセスメントは可能かどうか伺います。また、アセスメントの内容にはどのような項目が含まれているのかお伺いします。

また、事業の進め方にも問題があります。地元から事業促進の要望が出ているということですが、住民には全く知らされておらず、長楽では住民の七五％が反対を表明しております。昨年十二月に高田土木が行った役員住民説明会では、反対意見を主張するのではないかとされる住民に対して、関係者が、何も意見を言わんといてと事前に口封じを行ったり、建設業者が土地を買いに来ており、強制執行はいつでもできると住民に圧力をかけるなどが起きており、このような手法に対する反感も出ております。日本共産党は、生活道路の整備に反対する立場ではありませんが、多額の費用を投じて一たんでき上がれば、それは半世紀以上は利用されるものです。だからこそ生活道路の整備は、住民の切実な要求に基づき、合意納得の上で民主的に進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、食の安全につきまして、農林部長と健康安全局長に伺います。

残留農薬やかび毒に汚染された米が、酒、菓子などに加工され、一般家庭のみならず、学校給食や福祉施設にまで使われていた問題、また、中国産の牛乳にメラミンが含まれ、それを原料にしたパンやお菓子が国内で流通していた問題など、私たち消費者は不安がいっぱいです。何が安心かわからない、自給自足するしかないのか、

こんな声が聞かれます。

そもそも日本の国では、水とお米は一〇〇%自給が可能でした。米の輸入の必要も義務もないのに、アメリカへの配慮で九十五年から外米を輸入してまいりました。年間七十七万トンにも及びます。米を遠くから運搬し、長期にわたって倉庫に保管すれば、かびなどのリスクは当然高まります。今回の汚染米の八割は輸入米でした。これが膨大な在庫となり、国産米を圧迫し、米価下落の大きな要因になっております。輸入米の保管・輸送など、十一年間に二千六百億円もの税金が使われております。昨年の稲作農家の時間給は、前年の時給二百五十六円からさらに七十七円も下がり、百七十九円になりました。最低賃金をはるかに下回っております。離農や耕作放棄地がふえ、深刻です。安心して食べられる米は、日本の大地からの願いは、生産農家も消費者も共通しております。それに背を向けるのが政府の農業政策です。ミニマムアクセス米については輸入を中止し、米価は主食にふさわしい価格補償を行うとともに、米の減反政策を改めるよう国に要望するべきだと考えますが、どうでしょうか。

さらに、流通につきましても、小泉改革は農業版構造改革で、二〇〇三年に自民・公明・保守党の三党は食糧法を改正し、米の取り扱い業者を登録制から届出制に変え、だれでも米の流通に参加できるきょうにいたしました。また、二十精米トン未満の業者は、届け出も不要になり、政府が米流通の管理責任を放棄したことは重大問題です。旧食糧法では、米流通にかかわる業者は登録制で、集荷、卸売、小売と役割を限定し、流通ルートも決められておりました。そのため、今回、三笠フーズからの汚染米の流通ルート解明に当たり、取り扱い業者は複数のペーパーカンパニーを含むなど、現在までで三百九十社にもなっております。ところが、輸入商社ルートの汚染米は未解明で、底なしになっていくのではないかと思います。また、輸入時の食品検疫で事故米とわかった米は、積み戻し、廃棄、非食用に限定して販売のいずれかを選択しますが、農水省は経費のかかる廃棄、積み戻しをせず、非食用で買い取らせていました。そこには農水省と輸入米業者との底知れぬ癒着があります。

九月十六日、国は関係業者を公表いたしました。奈良県では二十社が含まれ、流通先の社長が自殺するなど、痛ましい事態が起きています。汚染米を知らずに食べた県民も、知らずに流通販売した業者も被害者です。汚染米を使った可能性のある企業や商品名、その時期などを公表し、現在、流通していれば一刻も早く回収するなどの安全対策を行うよう国に要望するとともに、県の検査体制や相談体制を充実するべきだと考えますが、どうでしょうか。また、業者にとっても死活問題である風評被害の防止対策はどのように行われているのか伺います。

最後に、**特定健康診査について**、福祉部長に伺います。

二〇〇六年の構造改革で、社会保障費を今後五年間で一兆五千億円減らすことが決められ、毎年二千二百億円が削減されることになりました。その一つが後期高齢者医療制度に基づく特定健診です。これまでの老人保健法に基づく基本健診が廃止され、四月からいわゆるメタボ健診と言われる特定健診、特定保健指導が医療保険者に義務化され、目標が課せられました。目標達成できなければ保険者にペナルティーがかけられることになり、早期発見、早期治療を目的とした健診がメタボに特化された健診に変えられ、検査項目も削減されました。従来のような心電図、眼底検査などは必要のある人しか受けられません。国はこれによって生活習慣病を二五%減らし、医療費を二兆円減らす目的です。国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上増進に努めなければならないとする憲法二十五条の精神を踏みにじるものです。

昨年、三重県伊勢市のメタボ解消作戦に参加した四十七歳の課長が急死するというショッキングなことが起こりました。市では、七月から職員が率先して、メタボ待内蔵脂肪を斬るとして、市長以下腹囲八十六センチメートル以上の七人が減量目標を立て、十月には成果を公表することにしておりました。また、企業では、就職採用の際にメタボの人を外すなども起き、新たなハラスメントが心配されております。六月中旬、ニューヨークタイムズに細いウエストを探し求め膨大な数の人をはかる日本との見出しの記事が掲載されました。腹囲を第一条件にした日本の基準に当てはまる人が本当に心血管疾患を起こしやすいか不明と、厚生労働省研究班の磯博康教授は述べております。さらにNCEP基準も、腹囲と心血管疾患の関係は医学的に意味がないとされ、国際基準との乖離を疑問視する声もあると聞いております。

問題はありつつも健診の機会を使ってみずからの健康をチェックしておくことは大切です。ところが、この制度が変わったことが周知されておらず、健康保険の扶養家族など、大変かかりにくいと聞いております。また、市町村国保では、特定健康診査における国の助成基準単価が実際より低いと聞いております。市町村の財政事情によって自己負担が異なり、県内でも無料のところから二千六百元まで幅があります。本来、特定健康診査は無料で、だれでも気軽に受診すべきと考えます。国に補助の増額を求めるとともに、県としても市町村国保に対し、より一層の財政支援をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で第一問を終わります。(拍手)

◎知事(荒井正吾) (登壇) 三十一番今井議員から、私に対しまして交通問題についてのご質問がございました。交通は大変重要な課題でございます。

まず、バスについてでございますが、バスは、県民の大切な移動手段であることは十分認識しております。県内の広域的・幹線的なバス路線でございます奈良交通の二十六路線に対しまして、国と協調して約三億円の補助を行っています。さらに国の補助要件を満たさないバス路線の運行や地域におけるデマンド交通の立ち上げに対しても、県単独で約二千五百万円の補助を行っています。これらの補助金は、実は県民の大切な移動手段を守るということが主たる目的で、バス会社の経営を守るということは直接的な目的になっていない補助制度でございますが、大切な県民の移動手段を守るという観点では、いろんな課題がございます。例えば、人口密度の低い南和地域や高齢者の多くなった住宅地域で、生活や通院のための足の確保が必要となってきたと認められております。これらの地域の交通弱者をどのような方法で守っていくのか、今までにない移送方法の採用も含めて対策を練る必要があると考えます。

なお、道路事業の整備費をバス運行費に使えというご主張が含まれておりましたが、道路整備が特におくれている奈良県におきましては、道路を使用するユーザーは道路整備に使われることを期待しており、納税者の理解を得ていくことは難しいんじゃないかという感じを持っております。

地域の移動手段の足の確保のために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく事業がございます。この事業を活用することが、我が県にとりましても有意義なことだと考えております。同事業の主体は市町村とされており、現在、県内の七地域十一市町村で事業採択をし、三地域で計画の策定、四地域で事業実施を行っているところでございます。県も、この法律に基づくそれぞれの協議会に参加をしておりますが、今後も県内の望ましい交通体系を確立するという観点がございますので、県も積極的に貢献をする努力をしていきたいと思っております。また、このような事業が採用されていない協議会のない他の市町村でも活用されるよう、積極的に働きかけていきたいと存じます。

公共交通機関の利用促進についてでございますが、三つの分野での施策を行っています。バス路線補助や車両購入費に対する補助が一つ、バス路線ごとの利用促進策の作成をして実行するのが一つ、交通結節点の乗り継ぎ円滑化を行うという施策が一つ、このような三つの分野での施策を現在のところ行っております。

バス路線ごとの利用促進策でございますが、県、市町村、バス事業者が協力して、現在、二十六路線のうち十一路線で利用者の声を聞きながら個別に評価・分析を重ね、利用促進のためのより有効な対策を立案し、その実施も図っているところでございます。また、交通結節点の乗り継ぎ円滑化としましては、JR王寺駅を例にとりまして、県が中心となり、協議会を立ち上げまして、広くアンケート調査を実施し、住民の方々のご意見を伺った上で、乗り継ぎの円滑化など公共交通利用促進のための計画策定を行っています。来年度は、実証実験を予定しております。実験の結果が出れば、効果的で応用可能な施策については、他の主要駅でも適用できるように広げていく考えでございます。

今後ともバス路線の補助につきましては継続するつもりでございますが、地域の声に耳を傾け、関係者との連携を密にして、路線全体の利便性向上や交通結節点の乗り継ぎ円滑化を図り、公共交通機関の利用促進につなげていきたいと存じます。

私としましては以上でございます。

◎土木部長（川崎茂信）（登壇）三十一番今井議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、県道天理王寺線のアセスメントと、アセスメントの内容にどのような項目が含まれるかについてのお尋ねがございました。

県道天理王寺線は、天理市三昧田町を起点といたしまして、王寺町本町を終点とする延長十四・四キロメートルの主要地方道でございます。今回の検討区間は、河合町内の約一・六キロメートルの区間であり、法あるいは条例に基づく環境アセスメントを実施する必要はないところでございます。しかしながら、当該区間については、都市計画の手続とあわせて任意に環境アセスメントを実施することとしております。なお、環境アセスメントの項目については、現在、検討中ではありますが、大気質、騒音、振動など、自動車の走行による沿道環境の影響などの項目を想定しているところでございます。

次に、合意納得の上、民主的に進めるべきではないかということに関するお尋ねがございました。

天理王寺線の今回の検討区間につきましては、平成十六年に二車線計画で地元の説明を行うとともに、平成十八年には地元から事業推進に向けて測量調査の強い要望を受けて地形測量を実施し、それに基づき検討した計画を昨年十二月及び本年五月に地元説明を行ったところであります。このように、地元の要請に基づき測量に着手するなど、地元の意向を尊重して取り組んできているところでございます。今後とも事業の実施に当たっては、河合町と連携を図りながら、引き続き地元住民のご理解と協力が得られるよう粘り強く説明を行い、その上で必要な都市計画の手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

◎農林部長（川端修）（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、食の安全に関して、米の関係で三点ほど国に要望すべきであるが、どうかというご質問でございます。

まず、一点目のミニマムアクセス米でございますが、平成五年のウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、一定量の米について輸入機会を提供し、政府が買い入れて加工用、援助用等に販売されているものでございます。今回の事故米の問題に関しましては、政府において再発防止等の措置が講じられるものと聞き及んでおりますが、議員お述べのミニマムアクセス米の輸入中止に関しましては、国際間の合意に基づく問題であり、国の責任において判断されるべきものと考えるところでございます。

次に、米にかかる価格補償につきましては、国において、平成十九年から一定規模以上の担い手のうち、生産調整実施者に対しまして、平均収入と当該年の収入の差額を補てんする収入減収補てん対策を実施されています。生産者に対しまして、米価の価格補償をすべきとのご意見でございますが、価格補償の問題は、国の農業政策の根幹にかかわることと認識しておりまして、県といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、米の生産調整に関して、本県ではイチゴやナス等の園芸作物に積極的な転作を実施してきた経緯があり、現在、全国で二番目の高い転作率が割り当てられている状況でございます。こうした中、県では生産調整の公平性を確保するとともに、農家の理解が得られるよう、農業団体や本県と同じような状況にある米の消費県と連携しながら、今後とも生産目標数量の配分の見直しを強く国に要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

◎健康安全局長（竹村潔）（登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、食の安全につきまして、汚染米に関しまして、国への要望、また県の検査体制、相談体制、また風評被害の防止対策についてのご質問でございます。

事故米の不正規流通事件につきましては、その重大性にかんがみまして、早期に県内流通の正確な状況を把握し、残留農薬の検査を行い、情報提供することにより健康被害の拡大や誤った情報による風評被害の防止をする必要があると認識しております。ただ、米の流通等に関しましては、国の所掌事務となっております。地方農政局等が主体的に調査するとしておりますことから、国に対しまして、迅速かつ適切な情報開示を求めますとともに、事件の早期全容解明及び製品の回収、さらには風評被害によりこうむった損失に係る経営支援等につきまして、緊急要望を行ったところであります。

また、県民の不安の解消と誤った情報による風評被害を防止するため、県民に対しましてホームページ等を通じ、残留農薬の検査結果などの正確な情報を提供しますとともに、各保健所に設置しております食の安全相談窓口などで県民からの相談に応じているところでございます。今後も検査体制の充実に向けて、短時間で精度の高い検査結果が得られる最新の検査機器を計画的に導入し、県民への迅速かつ適切な情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎福祉部長（稲山一八） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、市町村国保が実施する特定健康診査について、国の補助の増額や県による市町村への財政支援についてのお尋ねでございます。

従来は、市町村が、四十歳以上の住民の方に基本健康診査を実施してきてところでありますが、今年度、長寿医療制度の導入にあわせ、生活習慣病予防のため、市町村にかわって国民健康保険など各医療保険者が四十歳から七十四歳の被保険者を対象として、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施することとされたところでございます。

この市町村国保が実施する特定健康診査におきましては、国が定めた助成基準単価に基づき、国、県、市町村国保がそれぞれ三分の一の財政負担をしております。この助成基準単価は、市町村国保が県医師会との契約により実施する特定健康診査の契約単価より低く設定されておまして、このため、市町村国保におきましては、三分の一以上の負担となり、受診者に一部自己負担をしていただいているところでありますが、こうした仕組みは、従来の市町村が実施しておりました基本健康診査の仕組みと何ら変わりはないところでございます。

県からの財政支援につきましては、この特定健康診査に対し一億六千二百万円を負担しており、国保全体では約百億円、長寿医療制度を含めると約二百億円の負担をしておることから、これ以上の支援につきましては、制度設計に責任を持つ国が行うべきものと考えているところでございます。

しかしながら、議員お述べのように、健康診査はみずからの健康チェックをする大切な機会であり、だれもが受診しやすくするためには、自己負担をできるだけ軽減することが望ましいと考えているところであります。そのためには、国の負担割合を増大することが必要であることから、国が積極的な財政対策を講じるよう要望しているところであり、今後も引き続きそのように要望してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

◆三十一番（今井光子） お答えありがとうございました。

バス路線の問題なんですけれども、本当にバスの本数が減ったり廃止されますと、地域が見捨てられたような、そんな印象を住民の方が受けとめておられるということがあります。私は、確かに今、奈良県の道路も必要だということがよくわかりますけれども、高速道路の不要不急なもの分を回して行って、そうすればもっとたくさんの方が本当に移動の手段を得ることができ、自分たちのことをわかってもらえた、見捨てられていないんだというような前向きな県政に対する信頼につながっていくんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、このバスの路線の問題を取り上げさせていただきました。

天理王寺線の問題ですけれども、アセスメントをしていただける方向だということで受けとめさせていただきます。

ました。地元の方々に強制執行もできるというふうな話があるわけですが、強制執行というのはどういう場合にできるのか、この場合強制執行できるのか、その点をもう一度確認をしたいと思います。

食の安全の問題です。食の安全の問題では、検査機器を計画的に導入するという事で局長がお答えいただきましたけれども、私は二月に質問したときにもそういうふうな答えをいただいております、計画をしている間にウナギの問題もありましたし、ギョーザの問題もありましたし、どんどんさまざまな偽装の問題が起こっておりますので、いつになったら入るのかという、もう少し具体的な目安をお伺いしたいというふうに思います。

それから、**特定健診の問題**ですけれども、この特定健診と同時に、ダイエット産業が今の制度の改正のニュービジネスのビッグチャンスだというようなことでねらっているようなことがあるわけです。そして、本当に健診を必要としております、今、格差と貧困と言われておりますが、生活環境も労働環境も厳しい状態に置かれております所得の低い方、会社が首になって収入がなくて次の保険にも入れないというような、そうした方もこうした健診をしっかりと受けられるようにするべきだと思うんですけれども、もう自分から健診を受けられないと思ってあきらめている方がたくさんおります。厚生労働省のQ&Aでも、保険料を納めてない人でも受けられるというふうになっておりますので、その点をぜひ周知徹底していただきたいというふうに思いますが、その点だけ確認をしたいと思います。

◎**土木部長（川崎茂信）** 強制執行のお話というご質問をいただきました。

今回検討している区間につきましては、今、計画固めということで、先ほど申しましたように、これから都市計画をして計画を固めます。その後に事業認定という手続を踏んで、多くの方がある程度合意された中で、さらにその後、行政代執行というような手続になっていくと思うんですけれども、細かい要件は、すいません、今ここで持ち合わせておりませんので。いずれにしましても、今の都市計画をする前にそういうことは行わないというふうに理解していただければと思います。

◎**健康安全局長（竹村潔）** 検査機器につきましてですけど、古い機器が多くて、そろえていかないといかんということですけども、ことしといたしますか、もう今月中には一台は更新できるというふうに聞いております。その後もできるだけ計画的に更新できるように努力はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

◎**福祉部長（稲山一八）** まず、自己負担につきましてですけども、これにつきましては、各市町村、国保によってばらばら、ばらつきがありまして、安いところから高いところといたしますか、六百円から二千六百円まで幅がございます。それから、今、議員おっしゃった保険のない方の扱いがどうなっているかにつきましては、ちょっと市町村の方の確認が県でまだできておりませんので、これは確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

◆**三十一番（今井光子）** 市町村の方では**保険料を納めてない人でも受けられる**というふうに県の方も指導していただいているのは聞かれますけれども、保険に入っていない人が、自分が今、体に不安があっても健診が受けられるかどうかというふうになりますと、もう自分は受けられないと思ってあきらめてしまっている人がたくさんいらっしゃると思うんです。そうじゃないということをぜひわかるように周知徹底していただきたいなということを要望しておきたいと思います。

終わります。